参考資料

参考１、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

千葉市条例第２３号

千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

設置

第１条、本市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成１８年法律第９１号。以下、「法」という。）第２６条第１項に規定する協議会として、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

所掌事務

第２条、協議会は、法第２５条第１項に規定する基本構想の策定及び実施に関する事項のほか、法第２条第２号に規定する移動等円滑化等に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

組織

第３条、協議会は、委員３０人以内で組織する。

２、協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

委員

第４条、委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

かっこ１、学識経験者

かっこ２、関係団体を代表する者

かっこ３、関係行政機関の職員

かっこ４、公募による市民

かっこ５、市職員

かっこ６、その他市長が適当と認める者

２、委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

任期

第５条、委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２、臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

会長及び副会長

第６条、協議会に会長及び副会長を置く。

２、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３、会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

会議

第７条、協議会は、会長が招集し、その議長となる。

２、協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３、協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

関係者の出席等

第８条、協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

部会

第９条、協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

２、部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

３、部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

４、部会長は、部会の事務を掌理する。

５、第６条第４項、第７条及び前条の規定は、部会について準用する。

６、協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

委任

第１０条、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

参考２、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会、委員名簿

第６回、第７回協議会時点の委員であり、委員名は敬称略を省略しています。

１、日本大学理工学部、教授、ふじいたかひろ、（会長）

２、淑徳大学総合福祉学部、教授、いわいあれい、（副会長）

３、淑徳大学コミュニティ政策学部、准教授、まつのゆき

４、千葉商工会議所、たかなしそのこ

５、高齢者関係団体、（市老人クラブ連合会）、なとりのぶこ

６、身体障害者関係団体、（市身体障害者連合会）、おおいしちえ

７、知的障害者関係団体、（市手をつなぐ育成会）、おおさとちはる

８、精神障害者関係団体、（千家連）、くにたまさのり

９、東日本旅客鉄道株式会社、千葉支社、総務部企画室、課長、おおかわあつし

１０、京成電鉄株式会社、鉄道本部、計画管理部、鉄道企画担当、課長、いとうたかひろ

１１、千葉都市モノレール株式会社、技術部長、おがわりょういち

１２、千葉県バス協会、専務理事、なりたひとし

１３、千葉県タクシー協会、千葉支部、事務局長、つねすみあきよし

１４、国土交通省、関東運輸局、千葉運輸支局、首席運輸企画専門官、なかむらはじめ

１５、国土交通省、千葉国道事務所、交通対策課長、さやしょういち

１６、千葉県、県土整備部、都市整備局、公園緑地課長、こもだなるひこ

１７、千葉県警察本部、交通部、交通規制課長、うえたけまさひと

１８、千葉県警察本部、千葉市警察部、総務課長、あいはらたかし

１９、公募委員、おちあいまなみ

２０、公募委員、こばやしよしひろ

２１、公募委員、なるさわはるみ

２２、公募委員、みはらかなこ

２３、千葉市、財政局、資産経営部長、あきはたひろあき

２４、千葉市、保健福祉局、高齢障害部長、さとうひとみ

２５、千葉市、都市局、建築部長、はまだつねあき

２６、千葉市、都市局、公園緑地部長、いしばしとおる

２７、千葉市、建設局、土木部長、みずまあきひろ

２８、千葉市、都市局、都市部長、あおきすぐる

参考３、検討経緯

１、検討状況に関する報告（情報提供）

実施時期

令和３年５月下旬（書面送付）

主な検討内容

・策定スケジュール（想定）

・検討の進めかた

・重点整備地区・生活関連施設・経路設定の考え方

・まち歩き点検ワークショップ企画案

２、地区ワーキンググループ、まち歩き点検ワークショップ

実施時期

令和３年７月５日（月）、７日（水）

ＪＲ・京成稲毛地区内の経路・施設等のバリアフリー状況の現地確認・意見交換

３、第６回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会

実施時期

令和３年８月２７日（金）

地区別バリアフリー基本構想（骨子案）について

４、地区ワーキンググループ・事業者ワーキンググループ、合同意見交換会

実施時期

令和３年１２月９日（木）

・事業者別の対応方針、特定事業案について

・情報のバリアフリーについて

５、第７回千葉市バリアフリー基本構想推進協議会

実施時期

令和４年２月１日（火）

・地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ・京成稲毛地区）（案）について

・次年度以降の進めかたについて（千葉都心地区）

用語集

１、移動等円滑化

高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（イコール、バリアフリー化）

２、移動等円滑化基準

旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などのバリアフリー法による適合基準。

３、エスコートゾーン

視覚障害者用道路横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

４、オストメイト

人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。

５、オストメイト対応設備

トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台や温水シャワー、荷物置き、化粧鏡、着替え台などがある。

６、音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障害者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機。

７、ガイドライン

国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。

８、（国の）基本方針

バリアフリー法第３条第１項の規定に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための移動等円滑化の方針に関する基本方針。

９、輝度

対象面の明るさを表す量。輝度の比が大きいほど明暗のコントラストが大きくなる。

１０、グレーチング

鋼材等を格子状に組んだ雨水ます等のふた。

１１、経過時間表示式信号機

信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。

１２、高齢化率

総人口に対する６５歳以上の人口の割合。

１３、心のバリアフリー

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないこと、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に積極的に協力すること。

１４、コミュニケーション支援ボード

話し言葉でのコミュニケーションが困難な人たちや、日本語がわからない外国人とのコミュニケーションを支援するためのボード。

１５、コミュニティ道路

人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたりするなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計した道路。

１６、サイン

道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。

１７、市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

１８、視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者が足裏の触感覚で認識できるよう、線状、点状の突起を表面につけたもので、視覚障害者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック（プレート）。

１９、施設設置管理者

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主等、施設のバリアフリー化を行う事業者。

２０、重点整備地区

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想に定める、重点的かつ一体てきにバリアフリー化を行う必要がある地区。

２１、障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年６月制定、平成２８年４月１日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

２２、触知（案内）図

視覚障害者が利用する地図であり、面・線・点・点字等の地図情報を凹凸で表現したもの。

２３、スパイラルアップ

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。

２４、（バスの）正着

バスの乗降口と停留所の隙間を小さくして停車すること。

２５、促進地区

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針（＝バリアフリーマスタープラン）に定める、優先的にバリアフリー化の促進が必要な移動等円滑化促進地区のこと。

２６、ソフト

人、システム、制度など主に運用に関するもの。

２７、多機能トイレ

車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用可能としたトイレのこと。

２８、だんばな

階段のふみづらの先端部。

２９、地区別バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき地区別にバリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区を位置づけ、具体的な特定事業を定めるもの。

３０、透水性・保水性舗装

透水性舗装とは、道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装のこと。保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装のこと。

３１、特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別支援学校、公立小・中学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊、等)。令和２年のバリアフリー法改正で公立小・中学校が追加された。３２、特定公園施設

都市公園のでいりぐち・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場、休憩場、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、みずのみば、手洗場、管理事務所、掲示板、標識などがある。

３３、特定事業

地区別バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路、車両等のバリアフリー化を具体化するためのもの。

公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業をいう。

３４、特定事業計画

地区別バリアフリー基本構想で示した特定事業に基づき、各施設設置管理者等が作成する計画。

公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画及び教育啓発特定事業計画がある。

３５、特定路外駐車場

道路の附属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に附属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。

３６、特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

３７、都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第８１条において規定される、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービス機能を、都市拠点や地域の拠点に誘導・集積することにより、これらの機能の効率的で持続的な提供を図る区域のこと。

千葉市では、千葉市立地適正化計画で２２地区を都市機能誘導区域として位置づけ、区域としてのまとまりや、地形地物等の状況を踏まえて、「都心」、「重要地域拠点」、「地域拠点」、「連携地域拠点」に分類している。

３８、内方線付点状ブロック

主に旅客施設において、点状ブロックのホーム内側部分に、安全側を示す１本線が追加されたもので、視覚障害者がホームの内側と外側を判別できるようにするもの。

３９、ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、段差を緩和することで乗り降りをしやすくする機能。

４０、ノンステップバス

車両に段差無く乗り降りでき、車内でも段差無く料金収受や、座席等が利用できる車両。

４１、ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

４２、バリアフリー

障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、全ての障壁を含む。

４３、バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成１８年１２月２０２２年３月２日日施行。令和２年６月１０日改正。

４４、バリアフリーマスタープラン

バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針。優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）について、面的・一体てきなバリアフリー化の方針を市町村が示すもの。４５、バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基本構想。重点的かつ一体てきにバリアフリー化を行う必要がある地区（重点整備地区）について、具体的なバリアフリー化の事業を定めるために市町村が作成するもの。４６、ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。

４７、福祉タクシー

車椅子使用者など、障害のある人を運ぶことができるタクシーのこと。車椅子のまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。４８、ヘルプマーク

障害等により、支援や配慮を必要としていることが外見からわからないかたなどが、周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるためのマーク。４９、ホームドア・可動式ホームさく

プラットホーム縁端部に設けた壁とドアによりプラットホームと線路を仕切り、列車到着時のみドア部が開閉する設備。プラットホームからの転落、プラットホーム上での列車との接触、線路内への侵入等の防止に効果がある。

５０、ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

５１、ユニバーサルデザインタクシー

足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中のかたなど、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

５２、路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。

５３、ワークショップ

一方的な情報提供ではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で議論や問題解決、創造を行う場、又はその活動手法のこと。